



護憲條約を以て御清宗を以て

御清宗を以て御清宗を以て

閣組織任令陸海軍

勢力ヲシテシテ憲法

内閣千載活存ヲ遺シテ

云々伊藤階弱迄西閣

クノ多ク不平等ヲ成セシメ

タルハ内閣不為ナシ大に彼不

ラセテ不歳シテハハシ

独者由來何者何故ニ内

係セス而モ凡流ニ味ノ田夫野

翁特ニ帝室ヲ想ヒ國家ヲ

身及ヒ持又東北ノ慨ニシテ

リテハ蓋人所共ニ信スル

ニシテ伊藤内閣ニ申シテ

松方内閣致シ大隈内閣

降セ早テハ樺山井上ノ諸伯

ニ近ニ國家ニ奉リ位道ヲ保テ

於テ東他人ヲ容シテ閣臣

トナセシテテ絶呼ノ止ミサレ

試ニ想ヒ老ク東他人ニ成

一敗地ニ成レ由來不明格ノ

津廣想憲法ニテ

大田國治忠義自由

或改進黨義其他黨派

メ時政府ニ對シテ

心ニ



大田田造忠義 自由黨

或改進黨義：其他黨派

メ時、政府ニ反対スルモノヲ

必ズ之組ニセサルヲ黨セサルヲ

其ト大馬ノ方ヲ取リテ決シテ

人ト人ト有テ出ラサルヘシ然ル

ヤ意欲内閣組織あり其ノ

大隈其ノ板垣口頭流布言

閣ヲ遊シテ如ク云々天下

ニテ黨派断レテ行クト東

英艦人ツ欺クノ甚シクアラス

大隈板垣ニ：大命下ル以

早クニ黨派野心アリタルヲ

何トシテ總務委員ノ名ヲ

閣臣ト夫夫上スル如ク

政ノ主ナルヤ否ヤ振

務委員タルモハ内閣

才也トシテ自由改進黨

融和ヲ保シテ推テ

干サルニ致ラ閣臣ヲ

アラスヘシ夫し恐シ

大ノ内閣ヲ組織スル

急ニ也トシテ大隈

年々増殖スルニテ

憲名差リテ故ノ

議案更ニテ自ラ

問ハル撰挙ノ結果

人ヲ基ニ上スル

ト不承也云々不



出る如く此の外、由夫降上御事  
吟天セサルヲ得ス辱シケニ人ノ事  
決定ナリナリトセシヤ何リ事化人リ  
閣臣、臺上セサルヤ憲政主義ノ名  
いれや大隈ノ奇才板垣ノ雄志能ク  
成抑スリトハスニ杯モ又事化人リ  
多ク、忠實ナリトナリナリヤ、榮四  
郎カ次官、如キニ何カ事ニ任年  
拙者ノ家ノ事夫戯ニ曰ク

已等もま、十のまあたを子  
生をふ、甚是のふくとし

知事ハ請合

ト思ヒケルヤ、我々カ決ト良、矢記  
ナカク、梅元村子ニアリ合ツベシ事化  
多ク、希め至、アウキナリ大隈板  
垣、西公ノ胸字、斯ノ如ク、板垣老  
縮、東公カ家地、終ニ、憲政  
内、何リ能ク伊豆、松方ノ失敗  
ヲ請ケ、國家ノ財政ヲ回復シ  
優ニ、東洋ノ富強、振テ、備  
ルヤ、甚是、遺ニキ、モナリ、拙者ハ  
西公カ老佐、花ヲ傍觀、仕  
ニ、藩閥ヲ破リ、黨閥ヲ去リ、徒  
給、纏リ、穢成、スル、ニ、カ、  
醒、メ、後、死、スル、ナリ、キ、也、放  
西、蘭、猛、者、ヲ、仰、キ、奉、ル、万、一、兩  
閣下、ニ、シ、テ、實、是、ク、衆、ノ、實、ル、ノ、難、量  
ア、ラ、カ、不、省、ナ、カ、ク、國、ノ、家、經、財、ヲ、  
國、運、運、百、斤、術、政、策、殿、上  
仕、ス、レ、テ、放、テ、拙、者、ヲ、  
ヲ、カ、ル、ナ、リ、  
何、リ、再、新

七  
櫻井老臣

櫻井老臣



西公の老臣ノ花ヲ傍觀仕リ  
シ藩閥ヲ破リ實國ヲ爲リ後  
紛擾ヲ穢成スルニシカ  
雖ノ後死スルナクシテ  
西園猛省ヲ仰キ考ル万ノ兩  
閣下ニシテ實多ク衆ヲ寧ルノ難量  
アコト不有テカク國運経然リ  
國運下百進ノ術政業殿上  
仕ルシテ放テ捨名ヲ再  
三カルナクハ任之再新

七月廿日  
櫻井在臣

大隈重信伯  
板垣退助伯  
西園閣下

心一てきけは安  
ほろおほき  
あやふけぬうそ

みまはるの片葉は

よ  
のこるま  
まのあはれ月

し  
し



東京市  
總理大臣官邸  
伯通財大隈重信公閣





紙

七